

# とみおか

2016.8月 お知らせ版

Tomioka photo album



富岡海水浴場(2008年8月撮影)

## 放射性セシウム測定のお知らせ 【ゲルマニウム半導体式核種分析装置】

高い精度の放射能検出器を用いた測定を行います。  
対象は、富岡町内の水・土壌・果樹等です。  
受付期間内に保健センターへ持参してください。

受付期間	受付時間	測定日	結果報告書送付目安
9/16(金)～9/29(木)	8:30～ 17:15	9/30(金)	10/7(金)前後
10/3(月)～10/27(木)		10/14(金) 10/28(金)	10/21(金)前後 11/4(金)前後

※土・日・祝日は受け付けを行いません。

閩産業振興課 商工係

## 【簡易放射能分析装置(検出限界値 約20ベクレル)】

20ベクレル以上の放射能を検出いたします。

実施施設	申し込み先
富岡町役場郡山事務所	富岡町コールセンター ☎0120-33-6466
いわき支所	
大玉出張所	
三春出張所	

※各測定施設で予約を受け付けております。

申し込み先へご連絡をいただいた際に、希望する検査施設名称と「簡易検査器での放射能測定希望」とお伝えください。

## 全国一斉

### 「高齢者・障害者の人権あんしん相談」 強化週間の実施について

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、9月5日(月)から11日(日)までの7日間、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間として、身体的・心理的虐待や差別、いやがらせなど高齢者・障害者の抱える人権問題について電話相談を実施します。

相談は人権擁護委員及び法務局職員が応じます。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

なお、強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く)においても、午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じていますのでご利用ください。

【期間】 平成28年9月5日(月)から11日(日)までの7日間

【時間】 午前8時30分から午後7時まで  
※ただし、9月10日(土)・11日(日)は午前10時から午後5時まで

【電話番号】 ☎0570-003-110

閩福島地方法務局人権擁護課

☎024-534-1994

### 介護職員初任者研修費用助成のお知らせ

町では、富岡町内へ帰還した際に町内において介護サービス事業を行う事業所等に勤務(予定)し、介護サービスに従事する方へ、今年度から福島県の承認を受けた「介護職員初任者研修」を受講した費用の助成を行います。対象者、助成額、申請方法等は次のとおりです。

#### 【対象者】

申請時に富岡町に住民登録のある、富岡町内で介護サービス事業を行う事業所等に所属(または所属予定)の方。

#### 【助成額等】

受講料全額(限度額6万円まで)。※原則1人につき1回まで

#### 【申請方法】

規定の助成申請書に必要事項を記入し、履歴書及び所属事業所からの確認書類、受講予定の研修日程等を添付のうえ、研修受講の2週間前までに、郵送または窓口へ直接提出してください。

申請書等の書類は、介護保険係より郵送でお送りしますので、申請をされる場合には、必ず電話でお問い合わせください。

#### 【その他】

研修を受講した後、修了証書、受講費用の領収書の提出により、助成金を指定の口座へ振り込みます。

また、万が一、助成を受けてすぐに勤務先を変える等、富岡町内での介護サービス事業に従事しない場合には、助成金の返還を求める場合があります。

健康福祉課 介護保険係 ☎0120-33-6466

### 館山荘デイサービスセンターもとまち職員募集のお知らせ

社会福祉法人伸生双葉会は、富岡町の帰還に合わせ、館山荘デイサービスセンターもとまちの再開を予定しております。

事業の再開にあたり、下記の内容にて職員の募集をいたします。

職 種	人数	有 資 格	年齢
看護職員	1名	看護師免許、又は准看護師免許 普通自動車第1種免許	不問
介護職員	2名	ヘルパー2級、又は介護職員初任者研修 資格については、ご相談ください。 普通自動車第1種免許	不問
1. 勤務地	富岡町本町一丁目1番地(旧役場跡地)		
2. 勤務時間	8時から17時(1時間休憩あり)		
3. 給 与	法人給与規則による		
4. 休 日	法人就業規則による		
5. 加入保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険		
6. 応募開始	平成28年9月1日(木)より、下記にお問い合わせください。		

問い合わせ・ご相談先 ☎0243-63-0233 担当：社会福祉法人 伸生双葉会 本部事務局 佐藤

### 被災家屋等の解体について

町内の被災家屋等については、平成26年度から環境省による解体事業が進められています(帰還困難区域を除く)。この事業は町が発行する罹災証明書で、半壊・大規模半壊・全壊のいずれかの判定を受けた所有者の申請に基づき順次実施されているもので、費用はかかりません。

現時点で受付期限はありませんが、今後期限が示される可能性があります。解体・撤去を希望される場合は早めの申請をお願いいたします。

▼被災家屋等解体受付センター  
▼富岡町役場郡山事務所内 ☎0120-629-550  
▼富岡町役場いわき支所内 ☎0120-662-550

※申請の際に提出していただく書類・写真等がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

### 被災住宅用地に係る固定資産税の特例について

東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)については、賦課期日(1月1日)において、住宅が再建されず空き地(更地)の状態であっても、平成33年度分まで、引き続き住宅の敷地とみなし住宅用地特例が適用となります。

※固定資産税課税標準額を、200平方メートルまでは6分の1、それを超える部分については3分の1となります。

国税務課 固定資産係 ☎0120-33-6466

### 粗大ごみ等の回収についてのご案内

屋内外の粗大ごみや廃家電等の回収を、国の事業で実施しております(帰還困難区域を除く)。

以前回収を実施された方についても受け付けますので、(株)丸東へお問い合わせください。

なお、フレコンバッグ(除染等で利用する大型の袋)が事前に必要な方は、復興推進課までご連絡ください。

園株丸東(環境省委託業者) ☎0120-1707-110

環境省福島環境再生事務所 県中・県南支所(廃棄物担当) ☎024-983-0610

復興推進課 除染対策係 ☎0240-25-8246

### 東京電力から屋内片付け・宅地周りの草刈りについてのご案内

東京電力では、町内の屋内片付け・宅地周りの草刈りのお手伝いを実施しております。

お問い合わせ・申し込みについては、左記専用ダイヤルまでご連絡ください。

園屋内片付けお申し込み専用ダイヤル ☎080-5980-1084

※土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

### 福島県LPガス協会からのお願い

福島県LPガス協会では、富岡町内にあるお客様の敷地内に5年ごとの耐圧検査を受けられずに設置されたままとなつて、使用の際での安全の確保ができていないLPガスボンベ等の撤去を行っています。下記の期間内に、身分証を携帯したスタッフが敷地内に立ち入ることになりますので、お客様ならびに町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【実施期間】 平成28年4月から平成29年3月

【実施者】 福島県LPガス協会(委託事業者を含む)

園福島県LPガス協会

☎024-593-2161

福島県LPガス協会いわき支部

☎0246-26-1434

### 除草剤配布のご案内

町では、昨年度に引き続き、町内宅地(及び宅地周り)用の除草剤(非農耕用)を配布しています。

窓口にて申込書に必要事項をご記入ください。

【配布対象】 平成23年3月11日現在で富岡町に居住していた方、富岡町内に住家や宅地を所有している方。

【配布数】 1世帯3箱以内  
【配布時期】 平成28年4月1日から  
【配布場所】 富岡町役場現地連絡所(富岡町内)、いわき支所

※取り扱いに関して町では一切の責任を負いませんので、必ず記載の注意事項を読んだ上で適切な使用を行ってください。

園復興推進課 復興調整係

☎0240-25-8243

## 相双・地産地消で“ご飯のおとも”料理コンテスト！

福島県相双農林事務所では、地場産農林水産物と県産農林水産加工品の家庭での消費拡大につなげるため、家庭で作れるアイデア満載のご飯がすすむ1品料理のレシピを募集します。

入賞者には賞品もございますので、ふるってご応募ください。

【応募期間】 8月1日(月)から9月11日(日) ※当日消印有効

※詳細は、福島県相双農林事務所のHPをご覧ください。

※インターネットをお使いいただけない方は、資料をお送りしますのでお問い合わせください。

相双農林事務所企画部

電話 0244-26-1153

FAX 0244-26-1181

## 消防署からのお知らせ

### 正しい楽しい花火遊び

## ルールを守って 楽しい花火



1. 風の強い日はやめましょう。
2. 人や家に向けるのはやめましょう。
3. 大人と一緒に遊びましょう。
4. 水を用意しましょう。

平成28年度全国統一防火標語

「消しましょう その火 その時 その場所で」



火事と救急は119番

〈消防署連絡先〉

◇浪江消防署 ☎0240-34-7360  
◇富岡消防署 ☎0240-25-2119



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。



発行／富岡町  
編集／富岡町役場総務課秘書広報係

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5  
TEL: 0120-33-6466 FAX: 024-961-3441

富岡町公式ホームページ <http://www.tomiooka-town.jp/>  
富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomiooka.fukushima>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちらから」をクリックし、各課あてにお送りください。

